

総務文教常任委員会記録

令和5年3月8日

【開催日】 令和5年3月8日（水）

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午前10時～午後0時

【出席委員】

委員長	長谷川 知 司	副委員長	宮 本 政 志
委員	伊 場 勇	委員	岡 山 明
委員	笹 木 慶 之	委員	古 豊 和 恵
委員	前 田 浩 司		

【欠席委員】 なし

【委員外出席議員等】

議長	高 松 秀 樹	副議長	中 村 博 行
----	---------	-----	---------

【参考人】

参考人	下 瀬 俊 夫		
-----	---------	--	--

【事務局出席者】

事務局長	河 口 修 司	庶務調査係長	田 中 洋 子
------	---------	--------	---------

【審査内容】

- 1 「わが町の憲法」と謳われた山陽小野田市自治基本条例の改正にあたって慎重審議を求める陳情書

午前10時 開会

長谷川知司委員長 おはようございます。ただいまから総務文教常任委員会を開催いたします。では、「わが町の憲法」と謳われた山陽小野田市自治基本条例の改正にあたって慎重審議を求める陳情書を議題として審査を行います。本日は参考人として下瀬俊夫さんの出席を得ております。なお、対面形式での意見陳述を希望されておられますので、対面形式で御意見をお述べいただくことについてお諮りいたします。陳情者に本委員会で対面形式にて御意見をお述べいただきたいと思いますが、よろしい

ですか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）そのように決定しました。それでは対面形式で行う準備をいたしますので、暫時休憩いたします。

午前10時1分 休憩

午前10時7分 再開

長谷川知司委員長 それでは委員会を再開いたします。まず委員会を代表して、参考人に一言御挨拶を申し上げます。本日はお忙しい中にもかかわらず、本委員会に御出席いただきありがとうございます。委員会を代表して心から厚くお礼を申し上げるとともに、本日は率直な御意見をお述べくださるようお願いいたします。なお、本日参考人より、病気その他の理由により、帽子を着帽されて出席されたいとの申出がありましたので、これを許可いたしますことを申し上げます。本日の議事について申し上げます。本陳情書について、参考人の方へ質疑を行わせていただきます。参考人におかれましては、委員長の許可を得てから発言くださるようお願いいたします。発言の内容は問題の範囲を超えないようお願いいたします。なお、参考人は委員に対して質疑をすることができないことになっておりますので、併せて御了承願います。また、委員会の内容はインターネットで放送されておりますので、個人情報については発言を控えていただきますようお願いいたします。それでは、これから質疑に入ります。では最初に、参考人のほうから意見陳述をお願いいたします。

下瀬俊夫参考人 おはようございます。今回、自治基本条例の改正ということで、これまでの私自身の関わり方も含めて、山陽小野田市になって初めて市民が自ら手作りをした条例という、これは初めての経験だったわけですが、この自治基本条例ができた経緯、あるいは背景等を少しお話ししたいと思います。現在、全国で約400を超える自治体で、自治基本条例がつくられています。山口県では、防府に次いで、山陽小野田市が2番目に制定されたわけです。平成19年に15名の方が公募されて、自

治基本条例をつくる会がつくられまして、平成22年3月まで88回の審議を重ねて、この自治基本条例が市長のほうに答申をされたわけです。市長が議会に提案したのは、平成23年の3月議会なんですね。実は、これには若干いろいろありまして、議会は継続審査にしまして、平成23年12月議会で修正可決をしているんですね。この内容は何かというと、いわゆる市民が手作りをした条例だったので、本来、法令用語にそぐわない、ですます調でつくられたんですね。これが、その当時の市長さんは、これはもう法令用語に合わないと言うんで、である調に変えて提案がされてきました。そこで議会は継続審査にして、やはり市民の主体的な提案を積極的に受入れようじゃないかということで、また、これを修正して、ですます調に変えて可決をするという経緯がありました。施行は、翌年の平成24年1月から施行ということになっています。そのときに言われたのが、この自治基本条例は、わが町の憲法だと言われたんですね。いわゆる、いろんな条例の中で最高法規に当たるんだと、こういう位置付けがされた条例だったわけです。いわゆる、今の自治基本条例を見て分かると思いますが、今後つくられる条例等については、この自治基本条例を基本にしてつくられるべきだということで、全体的な条例の上位的な位置付けがされた、そういう条例だった。これは、実は今言ったように最初にこの自治基本条例をつくったのは、2001年北海道のニセコ町がつくられたんですね。このニセコ町が走り、そこから全国に広がっていったわけですが、やっぱり基本的には、その背景に何かあるかということ、2000年に地方分権一括法という法律が国会で通りました。地方分権一括法とは何かというと、いわゆるこれまで地方自治体がほとんど3割自治と言われるぐらいに基本的な仕事が機関委任事務だったわけですね。いわゆる、国の末端組織として位置付けられるような、ほとんどは国の仕事の下請機関のような感じを行政がやられてきました。この地方分権一括法によって、機関委任事務が基本的に失くされた、廃止になったんですね。そこから、いわゆる地方自治体の自由度がかなり大幅に拡大してきました。この流れの中で、これまで地方自治法によって地方自治体の行政運営がされてきたんですが、地方自治

法だけではまかなえない、いろいろな行政の運営上の問題、情報公開とか総合計画とか様々な問題がやはり地方自治法ではなかなか律しきれないということから、行政が自分たちの行政運営する上で指針になる、こういう基本条例が要るんだという流れで、自治基本条例というのが生まれてきたんですね。ニセコの場合は、自治基本条例とは言いませんでした。まちづくり基本条例という名前で作られたんですが、それ以降はいろいろ変遷を経ながら、自治基本条例という、大体、全国的にはこの自治基本条例という方向で定着しているようです。同時に、北海道の栗山町で議会基本条例というのがつくられて、これももう今全国に流れて広がってきました。山陽小野田市もこの自治基本条例と同時に、議会基本条例がつけられたと。これは古い議員さんも多分よく御存じだと思います。こういういわゆる行政を律する行政運営を基本として、この自治基本条例をこれから実際に活用していくということが始まったわけですが、結局、この中でうたわれているのは何かというと、市民が主役のまちづくりをしていく、そのための市民参画です。積極的に行政なり、いろいろな政策形成等に市民自身の意見を積極的に取り入れていこう、あるいは市民自身が積極的に参画できるようにしようという内容が、この条例の基本的な骨になっていると言ってもいいと思います。だから、その当時言われたのが、わが町の憲法だという言われ方をしていたんですね。この自治基本条例がつくられてから、この条例改正に当たって、見直しのための審議会が2回持たれました。1回目は、前市長のときに持たれたんですが、これはほとんど変更なしということで、大きな見直しはされませんでした。今回は、基本的にこの条例の中身そのものが大胆に大幅に変更されるような条例改正になっていると私は考えて、手続あるいは審議会の審査等を注意していたんですが、やっぱりこれは大変だと実は思ったんですね。今回、審議会が昨年11月10日から12月21日まで3回持たれています。公募市民が2人いたんですが、実は、私自身も自治基本条例の見直しのための審議会を公募したことを全く知らなかったんですね。インターネットにはほとんど載りませんでしたし、市の広報には載っていたようですが、ほとんど皆さん、この変更するというこ

とについて御存じない方が本当に多かったですね。実は、この3回ほど審議をされて出された答申に対して、パブコメが今年の1月16日から2月10日まで出されて締め切って、1件ほど出たという話があります。2月10日に締め切って、ちょうど3月議会を迎える議会運営委員会が2月15日に開かれていますから、もうパブコメを締め切った直後に、既にもうこの条例案の提出が検討されていたということになります。そういう点で、あまりにも私はやはりこのどさくさに紛れて、大変拙速な感じがしたわけですね。今回の改正の主な問題、今日、資料として皆さんのお手元にお配りしました。これは、いわゆる市が多分資料として出している基本条例の検討、あるいは改正案、これは審議会の中にも出された資料ですし、多分議会に出されたんじゃないかなと。2枚目が、審議会の第2回目に出された、いわゆる審議会の委員から出された疑問に対する回答という、事務局の考え方を示した内容になっています。これは、私自身がここはちょっとおかしいねということで、赤線を引かせてもらいました。結局、やっぱり現在の自治基本条例の基本は何かということ、市民が主役のまちづくりをしようということ、市民が主体的に行政にどう関わったらいいかということ、それを方向づけするという、そういう基本的な骨組みになっているわけです。この1枚目で赤線を引いているのは、左が現在の条文です。「市民が積極的に参加し、市、議会と協働してまちづくりを進めていく」、いわゆる市、議会と協働して、市民が協働してまちづくりを進めていくということが現在の条文になっていますが、この改正案では、「市民が積極的に参加し、市、議会と協創の考え方を共有しながら」となっています。これ、実は早く言えば、全く意味が違って来たんですね。前文です。前文の意味を全く違った内容に変えてしまった。いわゆる現在のこの条文では、市民が市と議会と協働してまちづくりをするんだということを宣言しているわけですね。ところが、改正案では市民が市や議会と協創の考え方を共有して、いわゆる理念を共有して、皆さん頑張りましょうという、単なる理念に変えようとしている、理念条例に変えようとしているとしか読めないんですね。だから、その下の段に、これ赤線を引いてないんですが、「私たちは、市

民が主役のまちづくりの実現を目指して」とあるのを、「私たちは、誰もが主役のまちづくりの実現を目指して」と変更になりました。この2点が、いわゆる主な改正だと。これは、今言ったように、市民が主体的にまちづくりに参加するという宣言であったのが、誰もがというのは、誰もがって何だろうかって、いわゆる主体がなくなったんですね。これは、いわゆる全国の自治基本条例の中心テーマは、やっぱり市民が主役ということがうたわれているんですね。それが誰もが主役となっちゃうと、誰もがって誰なんだろうかと。全く主体がなくなってしまう。いわゆる理念だから、誰でもがなるんですね。理念条例になると、市民が要らなくなるんです。誰でもが適用できるようになるんですね。これが、私は今回の大きな改正点だろうと思っています。こういうことが、実はさっき言ったように、3年かけてつくった市民がほとんど知らない間に今回の条例改正が進められていると。やっぱり市民という主体が、市政の運営や政策形成に主体的にどう関わっていくのか。これが、やっぱり私は現在の行政の方向を定めた最高規範たるものだと思っていますが、誰でもというのは、実は主体にならないんですね。単なる理念にすぎなくなるわけです。僕はやっぱりこれは、現在のこの市政の運営の中かなり色濃く反映している問題じゃないかと思っています。というのは、一番気にかかったのは、この間やられた公民館廃止とか、先日の小野田児童館の廃止問題とも関連するんですね。なぜかという、公民館というのは御存じのように、社会教育法でそれぞれの公民館に公民館運営協議会が設置されています。これは、公民館の運営をみんなの力でいろいろ運営していこうということで作られているわけですが、この公民館運営協議会に対する説明はあったようです。それも審議じゃないんですね。説明をして、皆さんの同意を取った。だけど、利用者にはほとんど何の説明も同意を取る努力もされなかったと。多くの利用する団体がほとんど知らない間に、公民館が廃止されたという経緯があります。今回の児童館の廃止もそうです。利用者には何の説明もなかったと聞いています。これが、現在の自治基本条例に大きく違反している行為だと、僕は基本的に思っています。市民が知らない間に、自分たちが利用する施

設がなくなってしまうなんてことが、本来あってはならないことですよね。そういう点で、やっぱり今の行政の姿勢そのものがこの条例改正に端的に表れたんじゃないかと考えています。単なる理念であれば、頑張ったけどできませんでしたと済みますからね。それが現在の条例との大きな違いだと。行政はこういう方向を目指しますが、力不足でできませんでしたという説明になるんですね、理念条例だったら。だけど、この現在の条例でいくと、このようなやり方は基本的に条例違反だという責任が問われかねません。僕はそういう点では、1市民として、このやりかたに対しては、きちっとけじめをつける方向で少し対応を考えています。いずれにしても、僕は議会が自治基本条例と同時につくられた議会基本条例ですから、当然、市民に対して積極的にこの議会の在り方についても御意見を聞く。あるいは、市民本位の行政ができるように様々な仕組みをつくっています。そういう点で、市議会自身が市民に対して積極的に問題提起をされて、例えば、広聴会やあるいはこの様々な外部機関も含めて、もっと積極的にこの自治基本条例をこういうふうに変えようとしていることについて、積極的な市民の意見を僕は聞きながら、議会としてやはりどうあるべきなのかということ、是非、模索していただきたいと考えています。私の趣旨は以上です。

長谷川知司委員長　ただいま参考人さんから意見陳述がございました。このことについて、皆様方からの質疑を受け付けます。

岡山明委員　今回の自治基本条例の審査会の話をして、資料として議事録が頭の部分に入っています。市のほうからも、今回の自治基本条例の見直しで、下瀬参考人が話されたような三つの観点ということで、協創によるまちづくりの整合性、二つ目に民法改正による成年年齢の変更、これは20歳から18歳に今回変えたということ、もう一つ、見直しの観点ということで山陽小野田市第二次総合計画、この整合性という三つの話から、今回12名の委員の方がいらっしゃいます。その委員12名が今回、3回に分けて話をされました。ここで話された見直しの観点の一番

目に、協創によるまちづくりの整合性ということで話をされた部分と市のほうが訴える部分とどうかなと思ったんですけどね。文章を読ませてもらいますけど、市は令和3年3月にまちづくりの根幹を成す考えとして、協創によるまちづくり推進指針を制定されたという状況があります。その指針の中に、協創は協働の進化、深化させる形であるという位置付けをしているという話があります。様々な主体がそれぞれの責任や役割を自覚する中で、ともに協力して活動する協働の理念に、新たな価値の創出という活動成果を加えたものが、今回の協創による定義としている。定義自体も変えられているということで、協創に対する市の定義がしっかりしているという状況で、協創が協働を発展させる考えであると思っただけです。協創は、協働を発展させる考えである。また、本市のまちづくりにおける基本的な考え方であると踏まえ、本条例においてもその考え方が包含されていることが望ましいとの認識から、協働から協創に見直しをかけたという話が載っているんですが、こういう部分で、市からの見直しの観点という状況になっていますけど、今私が話した協創は協働の進化という形がありますが、その辺はどう思われるかお聞きしたいです。

下瀬俊夫参考人 この新年度から新たな機構改革がされると、協創部のようなものがつくられるという話は伺っています。ただ、僕は幾ら高尚な説明をしても、協働と協創って、発展させたと言っても、そんなもの誰が分かるんですか。どうやって分かるんですか。僕はさっぱり分からない。協創なんて言えば確かにそうかもしれないけど、今お手元に配った2枚目を見てください。これ審議会の委員から出された意見についての回答、一番上に赤線を引いていますよね。だから、いわゆる協創って基本的な理念なわけでしょ。協創って理念ですよ。だから、現在の基本条例の前文の部分に、「協創の考え方を共有し、協働して」としたらどうかという提案があったんですね。ところが、いやいや協働なんか除けて、この協創のみでもう十分だって言い方をしているんですよ。僕ね、ここが基本的に全てかなって。協創の理念を共有してと書いてあるでしょ。こ

れ今、考え方になっていますが、多分、これ理念じゃないですか。市と議会と協創の理念を共有しながらって、結局、協創って理念にすぎないんですよ。それを共有しましょうという話だけでしょ。全く意味が違うんじゃないですか。協働というのは、市と議会と市民が協働してまちづくりをつくり上げましょうっていう、物すごく分かりやすい理念です。ところが、ここに書いているように、市民と市と議会が協創の理念を共有して、一緒に共有していきましょうというだけの話じゃないですか。いわゆる単なる共有にすぎないんですよ。お互いに理念を共有しましょうということですよ。これが条例の改正の趣旨ですよ。共有というのは、皆さん共有しましょうと同じで、誰でもできる。共有って誰でもできるんですよ。協働ってできないんです。参画しなきゃいけないから。その違いは、僕は大きいと思う。だから、僕はこの審議会で出された、この最初の前文の変更について、協創の考え方を共有しながらって、この一言をこの条文に付け加えたらどうかということのを完全に否定されているという。いやいや、委員が言われるように、これが発展的なものだ。発展しても後退しても何でもいいんですが、発展しているというのであれば、この部分を、文言を、現在の条例の中に付け加えたらいいじゃないかという提案に対して否定されているわけですよ。協創の理念を共有して協働して、このまちづくりをすると変えたらどうかという提案は否定されているので、結局、これは否定にすぎないんじゃないかと僕は思っているんですけどね。

岡山明委員 今否定という話をされたんですが、どうしても私は納得って思うんですけど。市からは、新しい価値を創出する活動が協創という話でした。協創は、協働を進化、そして深化させたものという表現をされたんです。そういう位置付けで定義されたとなると、協創の中に協働も含まれると取ったんですが、その辺りはどう思われますか。

下瀬俊夫参考人 具体的に言ってください。協創で新しい価値を生み出したことを何か具体的に言ってください。そういったものが何かありますか。

言葉だけでしょう。

長谷川知司委員長 反問権になります。岡山委員、答えられますか。（「いいえ」と呼ぶ者あり）概略についてお聞きしておりますが、この後、陳情の趣旨1から5について順に追っていきたいと思いますが、よろしいですか。

岡山明委員 自治基本条例は、理念という言葉が出てくるので、あくまでも理念条例ですね。協創は協働が進化したものという話がありますが、その辺りをどう解釈されていますか。

下瀬俊夫参考人 僕は、市民が主役という限りで言えば、やはり市民が理解する言葉でなければ駄目だと思うんです。協創なんて僕自身も理解できないし、新しい価値を生み出すなんて、そんなものがどうやってできるのか、全く理解できません。だから、ただ単に理念と、これは審議会の中でも時々、執行部側から出てきたんですが、どんどん理念条例という言い方をされています。確かに自治基本条例は、全国で400あると言いました。この中には理念的な条例もあります。しかし、ニセコ町から始まった自治基本条例の流れは、「いかにして市民の知恵を行政に生かしていこうか」、そして、「市民自身が積極的に行政の様々な政策形成に参画できるようにしようじゃないか」という発想から生まれているんです。だから、条例改正の中心点は、ほとんどのところがいかにして市民が参画しやすい仕組みを作るかというところに重点が置かれています。僕はこれまでの市民が積極的に協働してまちづくりを進めるという方向性が、今回の改正によって、かなり弱まってしまわないかということが大変懸念しています。協働を協創に変えたと言って、何か煙に巻かれたような気がして、それで納得したら、これは市民をあまりにも馬鹿にしているのではないかと思ってしまう。なぜなら、意味が分からないからです。市民に意味が伝わらない言葉を使っては駄目だということです。市の執行部が、「協創は協働をより発展させたんだ」と言う

のであれば、実態として今起きていることは何だろうか。僕は、市民が無視されていることじゃないかと思っているんです。そういう問題と今回の条例改正に関連があるのであれば、これは大きな問題じゃないかと感じています。

岡山明委員 今のお話は、審議会議事録の2回目ですね。それぞれの委員から話が出て、「市民活動の中で基本理念を具現化する」という表現が出たんです。そういう方向を更に検討する必要があるという話もされているんですけど、事務局や各部局は、協議してその形を進めなさいと。また、自治基本条例は5年に一度改正するというので、ほかにそのような改正規定が入っている条例はない中で、この条例に関しては、そういった優れた考えがあると思うんです。そういう意味で条例を見直して、理念の方向性として協創という表現が出て、それを今回の改正に入れてきたことは、私は山陽小野田市としても進化していると思うんです。その辺りはどう思われているか、お聞きします。

下瀬俊夫参考人 私が山陽小野田市の市会議員を辞めて6年になるんです。辞める前に2期ほど務めさせてもらったんですが、その前には山陽町の町会議員を21年やってきました。山陽小野田市の市会議員を8年間やってきたんですが、僕は議員生活の中で、山陽小野田市の議員になって以降の8年が議員として物すごく充実してきたと考えています。なぜかという、自治基本条例や議会基本条例という、議員活動や市民活動の指針になる基本条例ができたというもの。もう一つは、先ほど言ったように地方分権一括法によって、地方自治体がかなり解き放たれたんです。だから、非常に自由度が増して、市町村が何をやってもいいということになってきた。そういう中で、生まれてきた議会の活性化という方向を僕自身が体験してきたわけです。その当時、議会が積極的に市民の中に入っていろいろと様々な催しをやってきました。6年たって、そういう時代に比べて今はどうなったか。実は、僕は最近、余り市役所に寄り付かなくなったんです。それはなぜかという、市職員に覇気がなくなった

と思っているからです。なぜ覇気がなくなったかという、市に問題意識がなくなったからという感じがします。何をしているんだろうか。市民のためにそれぞれの職員がそれぞれの部署で何をしているかがよく見えなくなったんです。これは、行政の大きな後退だと思っています。自治基本条例が本当に活用されていれば、それぞれの部署でもっと積極的によその町を見るなど勉強して、それこそさっき言われたように、それぞれがいろいろな価値を生み出して、市民と一緒に行政を変えていくという力が生まれてくるはずなんです。ところが、今はそうになっていないじゃないですか。外から見ていて、行政がもう半ば死んだような状況になってきているとしか思えません。たしかに市民課は、マイナンバーカードを作るのに一生懸命で、たくさんの方が窓口に来ています。しかし、行政全体が本当に生き生きと市民に寄り添って、市民と一緒に何かを行っているとはほとんど感じません。そういう行政になってしまっているんです。こんなことで本当にいいんだろうかという思いがあって、これ以上、行政を後退させてはならないという思いがあって、この陳情を出しました。新しい価値の創造とか言っているが、結局は何も行っていないじゃないか。市民のために何を行っているんだろうかと感じてしまうような行政になってしまったと思っています。

長谷川知司委員長 ほかには質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）個別の陳情の趣旨について、もし下瀬参考人が追加で意見陳述される場合にはそれぞれ言っていただいて結構です。まず、1番目について御意見はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）次に2番目について御意見はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）3番目、（1）について御意見はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）参考人は、「完全にうその説明を繰り返している」と書いております。この解釈については、詳しく専門家に聞く必要があるかと思えますし、私たちももっと勉強すべきだと思います。では、4番目について御意見はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）次に5番目は議会に関する事なので読み上げます。「市議会とは同じ時期に議会基本条例を作りました。自治基本条例と一体とな

って市政を運営していく基本的な指針となったのです。今回の条例改正、「この「わが町の憲法」の改正にあたり、議会として市民に意見を聞く公聴会や参考人招致など様々な市民に開かれた制度を活用され、議会だけによる拙速な結論を急がれないように陳情いたします」ということで、ここは議会にも関わっておりますが、5番目について御意見はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ないということですので、下瀬参考人から追加の説明はありませんか。（「追加ではなく、あくまでこの陳情に関係すること」と呼ぶ者あり）陳情で言い漏らしたことはないですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

宮本政志副委員長 なかなか御意見が出ないようですが、5番目のことに関しては、今諮って、「意見はありません」、「はい、以上です」でよろしいものか、疑問ですがいかがでしょうか。

長谷川知司委員長 今後、自治基本条例についての議案審査があります。そのときに執行部の意見も聞いてからでない結論は出せないと思っています。今ここで結論を求めるのはいかがなものかと思っていますが、いかがでしょうか。

笹木慶之委員 この問題は、この委員会の所管ではないです。まず、議会運営委員会で諮ってからの動きになりますから、今ここで、これの取扱いをどうするという議論にはならないと思う。陳情という形で出ているということだけで置いておくべきだと思います。

長谷川知司委員長 これ全体を議会運営委員会に取り扱うということですか

笹木慶之委員 5番目のことだけです。

宮本政志副委員長 今の笹木委員のお話は何をおっしゃっているのか、よく分かりません。5番目について、2行目から3行目にかけて、「この「わ

が町の憲法」改正にあたり、議会として市民に意見を聴く公聴会や参考人招致など様々な市民に開かれた制度を活用され」と書いています。つまり活用するべきではないかと書かれていると考えます。「議会による拙速な結論を急がれないように陳情いたします」という部分が陳情の中でも重要な部分であると考えます。笹木委員が言われたことの意味がよく分かりません。これを我々ではなく、議会運営委員会で諮るという論拠をお聞きしたいです。つまり参考人を招致して、又は公聴会を開いて市民の意見を聞かなくてよいのかを議論せずに、また、この結論を出さずいることに私は疑問を呈したんです。委員長、その点をよろしくお願いします。

笹木慶之委員 私は、手続論を申し上げたわけです。いきなり総務文教常任委員会で諮るべきではないと思います。当然、そういうことになれば、議会運営委員会で諮る中で、方向性を決めながら手続も決まってくると思いますので、今これについてお答えするのは拙速じゃないかと考え申し上げます。

長谷川知司委員長 私は、今後、総務文教常任委員会で必要となったときに、そこで初めて議会運営委員会に伝えるべきだと思うんです。だから、今すぐ何もせずに議会運営委員会に伝えることはまずい気がしております。それを決めるためにも執行部の意見も聞いて、総合的に私たちが判断しないといけないと思います。

宮本政志副委員長 5番の意味について、もしかしたら私の解釈が間違っているのかもしれないので、下瀬参考人にお聞きします。今から議案審査に入りますので、その前に議会として市民の意見をしっかりと聞くためには公聴会を開き、参考人を招致するなど制度をきっちり活用して市民の意見を聞いて、そして、議案審査に挑んでいただければということであると解釈しています。そのため議案審査の前までに公聴会の開催や参考人招致で市民の意見を聞くことをするのか、しないのかを決めなけれ

ばいけないと思っているんですが、そういう趣旨ではないのでしょうか。

下瀬俊夫参考人 順番はどちらでもいいですが、議案を付託された議会、今でいうと3月議会でもう結論を出すことはできるだけしないほうがいいのではないかと。制定時は、3月議会で提案されて、結論が出たのが12月で、この間に委員会ではいろいろな審議がされているんです。やはり憲法改正をするわけですから、それなりに市民が積極的に意見を陳述できる機会を作ってもらったらどうだろうかという一種の提案なんです。だから、僕は前回、関わったまちづくり会議の皆様の意見も是非聞いていただきたいと思って、こういう内容を書きました。

宮本政志副委員長 下瀬参考人からお聞きしたことと私の解釈は違っていないと思うんですけど、そうすると、このまま陳情書は意見を聞いて終わり。そして、そのまま3月定例会での今回の議案審査に入って結論が出たと。そうすると、全く御意見を聞くこともなく、そのまま審査に入ったということになり得るので、参考人招致や公聴会開催という形、つまり市民の意見をしっかり聞くことをするべきなのか、それともする必要はないのかという議論もなしに、つまりこの5番目の議論を全くせずにいることに疑問があるので、この辺りはこの場で慎重に議論するべきじゃないかと言っているんです。

長谷川知司委員長 前提として、3月議会ですべてを決めることはどうかと考えています。要するに、3月議会ですべてを決めるのはどうかということも執行部の説明を受けて、私たちが判断しないといけないと思っております。宮本副委員長が言われたのは、もう3月議会ですべてが決まっているのかということは今言われたと思うんです。

宮本政志副委員長 いえ、そういう意味ではありませんでした。

長谷川知司委員長 違いましたか。ここで暫時休憩しましょう。

午前10時58分 休憩

午前11時10分 再開

長谷川知司委員長 では委員会を再開いたします。皆様方で、改めて参考人にお聞きしたいことがあれば、意見を受け付けます。

伊場勇委員 最後の5番のことについて、お聞きします。議会の制度を利用して、市民の意見をもっと聞くべきだという御意向の中で、参考人招致という文言がございますが、例えば、どういった方がこの参考人招致にふさわしいとお考えかお聞かせください。

下瀬俊夫参考人 さっきも言いましたが、やっぱり最初に3年間かけて、この条例を作られた関係者の皆さんが一つ浮かんでいきますよね。それから、この議会はアドバイザー制度というのがありますよね。だから当然、そういう先進的な議会や行政について、それなりの知識を持っておられる、そういうアドバイザーの方にも是非、積極的にこういう改正の内容、法的な問題も含めて、専門的なこういう言葉の問題について、僕はやっぱりアドバイスを受ける必要があるんじゃないかなと感じています。いずれにしても、やっぱりこの3年かけて88回の審議を重ねられたというのは、僕は並大抵のことじゃないと思っているんですね。中にはフォーラムを開かれて、たくさんの市民が参加した中で、具体的な議論をされているわけですね。そういう中で、僕は積極的にやっぱり市民に意見を聞くという機会を是非作っていただきたいと。今回のように、10名程度の審議会で、過去の経緯もほとんどよく知られていない方たちが議論に参加されて、こういう説明を受けているわけですから、そういう意味では、僕はやっぱり多くの市民がまだ余りこの条例改正について、知られていないのではないかと思います。だから、そういう状況のときには、僕はやっぱり議会基本条例は、現在の自治基本条例の精神に基づ

いて、市民と一緒に考えていくというスタンスを、是非、議会として取っていただきたいなというふうに考えています。

長谷川知司委員長 ほかには意見ございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）
以上で質疑を終了いたします。参考人に一言お礼を申し上げます。本日はお忙しい中、本委員会に出席していただき、貴重な御意見を述べていただいたことに対し、心から感謝いたします。いただきました貴重な御意見等は、今後、本委員会での審査に十分生かしてまいりたいと思います。本日は誠にありがとうございました。それでは、ここで総務文教常任委員会を休憩いたします。ありがとうございます。

午前 11 時 14 分 休憩

午前 11 時 59 分 再開

長谷川知司委員長 休憩を解きまして委員会を再開いたします。先ほど、陳情者の参考人から意見がございました。皆様方、この参考人の意見をお聞きになられて、自分なりに勉強して、今後の議案審査に慎重に当たっていただきたいと思いますが、それで異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）では本日の総務文教常任委員会をこれで閉じます。お疲れ様でした。

午後 0 時 散会

令和 5 年（2023 年）3 月 8 日

総務文教常任委員長 長谷川 知 司